

高圧電力利用事業者電気料支援金支給事業のお知らせ

エネルギー価格の上昇に伴う電気料金の高騰の影響を受けている町内事業者の事業の継続を支えるため、町内の事業用施設で、高圧または特別高圧の電力契約により電力供給を受けている事業者に対して、電気料金の一部を支援します。

1 支給対象事業者

次の全ての要件を満たす事業者を対象事業者とします。

- ①町内の事業用施設（店舗・工場・事務所その他の事業所で、所有、管理または占有している施設（公の施設を除く。））において、小売電気事業者（東北電力(株)または新電力会社）から高圧または特別高圧の電力供給を受け、かつ、電気料金を負担している事業者
- ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- ③代表者、役員などに暴力団員などが含まれていないこと
- ④町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が高圧または特別高圧の電力供給を受けている町内の事業用施設（以下「高圧電力利用施設」という。）における、令和6年7月から令和6年12月までの期間に使用した電気料金（小売電気事業者に対し、既に電気料金を支払済のものが対象）

3 支援金の額

高圧電力利用施設における、令和6年7月から令和6年12月までの期間に使用した電力量の合計（kWh） × 4円で算出した額

ただし、1事業者当たり60万円を上限とします。

4 申請期間

3月17日(月)まで

5 申請書

商工観光課窓口備え付けの他、ホームページに掲載しています。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例において「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況（令和4年1月末日現在）についてお知らせします。昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど災害に強いまちづくりを進めてきた当町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一瞬にして失い、甚大な被害を受けました。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

人的被害

●死者 620人
[直接死600人(うち町民551人、町外48人、不明1人)、間接死20人]

●行方不明者 211人(うち町民210人)

建物（住家）被害

●全壊 3,143戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62%)

●半壊、大規模半壊 178戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32%)

●半壊以上の計 3,321戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94%)
※上記数値は、町が整理し県に毎月報告している数値です。

エネルギー価格高騰対応運送事業者支援事業のお知らせ

エネルギー価格の高騰の影響を受けている町内運送事業者の事業の継続を支えるため、町内運送事業者に対して燃油購入費用の一部を支援します。

1 支給対象事業者

次の①から④に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- ①町内に本店、支店、営業所などを置く中小事業者（法人・個人事業主）で、次の道路運送事業などの事業を営む者
 - ア 道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業（乗り合いバスなどは除く。）
 - イ 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - ウ 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業
 - エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業
- ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- ③代表者、役員などに暴力団員などが含まれていないこと
- ④町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が令和6年7月から令和6年12月までの期間に購入した燃油（ガソリン、軽油および液化石油ガス）の費用

4 申請期間

3月17日(月)まで

3 支援金の額

支援金の額は、購入した燃油1リットル当たり15円とし、事業用車両など1台につき月額3万円を上限とします。ただし、町からの受託業務に使用する車両は、支援金の支給の対象としません。

5 申請書

商工観光課窓口備え付けの他、ホームページに掲載しています。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について

上下水道事業所では、町内の浄水場における原水および浄水の有機フッ素化合物（PFAS）のうち、PFOSおよびPFOAを、令和3年から年1回検査しています。これまで検出したことはありません。安心してご利用ください。

今後も継続してPFOS、PFOAの検査を行い、水質管理を徹底してまいります。

浄水場とは、新戸倉浄水場、小森浄水場、米広浄水場、中在浄水場、上沢浄水場の5箇所です。

☎ 上下水道事業所 ☎46-5600

**野焼きは
法律で禁止
されています!**

野焼きとは、家庭や事業所から出たごみや庭木、剪定した枝などを、庭先や田畑に積み上げたり穴を掘ったりして燃やすことです。古いドラム缶などで燃やすのも同様です。

地域の行事やキャンプファイヤーなどの例外はありますが、法律で禁止された行為です。

違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。

☎ 環境対策課 環境政策係 ☎46-5528